第七十四条、第九十八条、第百十九条、第百二十四条の二第一項若しくは第二項、第百二十五条、第百二十六条第一項若しくは第百二十六条の五第二項、施行法第二条第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「令」という。）第二十二条の二第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項）

第八十五条の十二　厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～七　略］

八　運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ハ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

［九～十一　略］

（法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十四　法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～六　略］

七　運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ハ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

［八～十　略］

（長期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二　長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

2　［略］

3　長期組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。

一　長期組合員の氏名、住所又は個人番号に変更があつたとき

［二・三　略］

［4～6　略］

第七十四条、第九十八条、第百十九条、第百二十四条の二第一項若しくは第二項、第百二十五条若しくは第百二十六条の五第二項、施行法第二条第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「令」という。）第二十二条の二第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項）

第八十五条の十二　厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

八　運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

［九～十一　同上］

（法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十四　法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一～六　同上］

七　運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

［八～十　同上］

（長期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二　長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

2　［同上］

3　長期組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。

一　長期組合員の氏名又は住所に変更があつたとき

［二・三　同上］

［4～6　同上］